

違法駐車取締り活動方針

令和 7 年 9 月 8 日策定

八戸警察署においては、下記の路線、地域、時間帯を重点に駐車違反取締り活動を推進しています。

ただし、違法駐車の状態、駐車苦情、交通事故の発生状況等を踏まえ、その他の場所、時間帯においても必要に応じて違法駐車の手締りを行っています。

重点 路線

◎ 重点路線

路 線（区 間）	重点時間帯
国道 3 4 0 号（新荒町交差点～塩町交差点）	終日
市道 ゆりの木通り（類家一丁目交差点～馬場頭交差点）	終日
市道（柏崎交差点～上組町交差点）	終日

重点 地域

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
八戸市中心市街地周辺 ※八戸市違法駐車等の防止に関する条例の重点地域	
・ 十三日町、三日町、八日町等の表通り商店街	終日
・ 朔日町、六日町、十六日町等の裏通り商店街	終日
・ 番町、長横町、鷹匠小路、岩泉町の飲食店街及びその周辺	1 8 時～ 3 時
・ ゆりの木通りの飲食店街及びその周辺	1 8 時～ 3 時

青森県八戸警察署